時 期間・日時　所 場所　内 内容　対 対象・資格　定 定員・募集人員　¥ 費用・受講料など　持 持ち物　申 申込方法・期限　他 その他

募集

小規模通所作業所非常勤職員

平成20年4月1日付け採用の非常勤職員を募集します。

内 **雇用期間**：平成20年4月1日～平成21年3月31日
勤務時間：午前8時30分～午後4時15分（週35時間以内）

対 60歳以下の人（経験者を優先）

定 2人

申 1月18日㈮まで、履歴書（市販用紙に写真貼付）に必要事項を記入のうえ、保健福祉課（〒987-1304　松山千石字広田11）へ持参（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）または郵送

※郵送の場合は、1月18日㈮必着

問 **松山総合支所保健福祉課　☎55-5020**

学校給食非常勤調理員

平成20年4月1日付け採用予定の学校給食非常勤調理員・学校給食センター非常勤調理員を募集します。

内 **雇用期間**：平成20年4月1日～平成21年3月31日
勤務地：市内の小中学校・学校給食センター

対 市内在住で、自家用車で通勤可能な60歳以下の人（学生は除く）

定 若干名

申 1月7日㈪～18日㈮まで履歴書（市販用紙に写真貼付）に必要事項を記入のうえ、教育総務課（〒989-6492　岩出山字船場21番地）へ持参（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）または郵送

※郵送の場合は、1月18日㈮必着

問 **教育総務課総務係　☎72-5032**

国民年金

老齢年金を受給している人へ源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金などを受給している人には、受け取った年金から所得税が源泉徴収されたかどうかにかかわらず「公的年金等の源泉徴収票」が1月末までに社会保険業務センターから送付されます。

この源泉徴収票には、平成19年中に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額、社会保険料の金額（介護保険料額）、控除の内容などが記載されています。確定申告をする際に必要ですので、大切に保管してください。

ただし、遺族年金、障害年金については課税の対象になりませんので源泉徴収票は送付されません。

確定申告が必要な人

◆2つ以上の年金支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人
◆年金以外にも給与等の所得がある人
◆社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを受けようとする人

源泉徴収票をなくした場合は、「ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）」にお問い合わせください。お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードが必要になります。

※年の途中で亡くなった人の源泉徴収票は送付されませんので、必要な場合はお問い合わせください。

問 **古川社会保険事務所　☎23-1200**

職権適用による国民年金の加入手続き

20歳以上60歳未満の人が、退職や転職で厚生年金などから国民年金に変更になる場合は届け出が必要です。

お忘れのときには、文書により届け出をしていただくようお願いしていますが、それでも届け出がない人には、将来の年金受給確保のために職権により国民年金の加入手続きを行う場合があります。職権適用で国民年金に加入した人には、ご案内と国民年金保険料納付書を送付します。

納付が困難なときは、近隣の社会保険事務所にお問い合わせください。

問 **古川社会保険事務所　☎23-1200**

福祉

障害者のタクシー利用料金助成、自動車等燃料費助成

障害者のタクシー利用料金または自動車等燃料費のどちらかを助成します。

内 タクシー券または燃料費助成どちらかを月4枚（タクシー券1枚600円、燃料費1枚500円）

対 平成19年度未交付の人で、次の要件に該当する世帯全員が市県民税非課税の人

◆福祉タクシー券
身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aの人

◆心身障害者自動車等燃料費助成
①身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、精神障害者福祉手帳1級・2級の人で自動車等を所有し運転している人、または障害者のために運転する人が同一世帯にいる人
②身体障害者手帳下肢障害3級の人で自動車等を所有し運転している人
③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人、または18歳未満で身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級の人のうち障害者のために運転する人が同一世帯にいる人

持 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、印鑑、車検証、免許証

※車検証と免許証は、燃料費助成を受ける場合のみ

申 随時

※申請時に社会福祉施設に入所している人、3か月以上入院している人は対象になりません。

問 **社会福祉課障害福祉係　☎23-6012**
または各総合支所保健福祉課

難病患者等日常生活用具給付

難病患者等に対し、特殊寝台などの日常生活用具を給付します。

対 特定疾患（小児慢性も含む）患者または遷延性意識障害者で、県の認定を受け、介護保険法、老人福祉法および身体障害者福祉法等の施策の対象とならない人で要件に該当する人

※自己負担が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問 **社会福祉課障害福祉係　☎23-6012**
または各総合支所保健福祉課

障害者（児）補装具費、日常生活用具支給制度

障害の程度・種類に応じて、体の失われた部分や障害を補う補装具（装具、車いすなど）、日常生活を支援するための生活用具（ストマ・紙おむつなど）を支給します。

対 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人

¥ 原則一割負担（月額上限あり）

問 **社会福祉課障害福祉係　☎23-6012**
または各総合支所保健福祉課

おむつ代に係る医療費控除の確認書発行

平成19年分所得税申告・平成20年度住民税申告用として、介護保険要介護認定時に使用した主治医意見書内容の一部を転記し、おむつ代に係る医療費控除に必要な確認書を発行します。

時 1月4日㈮～3月17日㈪
午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

所 高齢介護課および各総合支所保健福祉課

対 ①②両方に該当する人
①平成18年分所得税申告・平成19年度住民税申告をしたときに、おむつ代に係る医療費控除を受けた人
②平成19年中に作成された主治医意見書に寝たきり状態にあることなどの記載を確認できる人

※初めておむつ代に係る医療費控除を申告する人は、医師の発行する「おむつ使用証明書（医療費控除用）」が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問 **高齢介護課介護審査係　☎23-6125**
または各総合支所保健福祉課

大崎市食育推進計画（案）への意見募集

市では、市民一人ひとりが豊かな食を通し、生涯にわたって心身ともに健全な生活を送れるように「大崎市食育推進計画（案）」を策定します。

計画策定にあたり素案を作成しましたので、ご意見をお寄せください。

素案の閲覧方法
1. 市のホームページに掲載
2. 窓口での閲覧　①商業・地域ブランド振興課（市役所東庁舎2階）
②市政情報センター（市役所東庁舎1階市政情報課内）
③市政情報コーナー（各総合支所総務課内）

対象者　市内に在住または勤務している人および事業所を有する個人または法人

提出方法　1月4日㈮～23日㈬まで任意の様式に素案に対する意見、住所、氏名または名称、電話番号を記入のうえ、商業・地域ブランド振興課（〒989-6188　古川七日町1-1）へ持参（午前8時30分～午後5時15分）または郵送、FAX、Eメールで提出
※時間外・休日に持参する場合は、守衛室（市役所西庁舎1階）に提出

問 商業・地域ブランド振興課地域ブランド推進係　☎23-7091　FAX 23-7578　Eメール：shogyo@city.osaki.miyagi.jp

大崎市病院事業職員募集

平成20年4月1日付け採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。
なお、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から応募資格に年齢制限を設けています。

▶**提出書類**　履歴書（当院指定様式を使用）、受験資格にある免許証の写し、健康診断書（当院指定様式を使用し、ツ反を含み3か月以内に診断されたもの）、成績証明書（封印したもの）
※郵送の場合は「（職種名）受験申込」と封筒に明記

▶**受付期間**　1月4日㈮～31日㈭　午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）　※郵送の場合は1月31日㈭必着

▶**試験日**　平成20年2月中旬（申込者へ直接連絡）

▶**申し込み**　〒989-6183　古川千手寺町2-3-10　病院事業局総務人事課人事係

職種	採用予定人数	受験資格	採用日
助産師	若干名	昭和47年4月2日以降生まれで当該免許の取得者または取得見込者	平成20年4月1日
看護師			

※受験資格の「取得見込者」は、採用日において免許を取得していることが条件です。

問 **病院事業局総務人事課人事係　☎23-3311**

詐欺にご注意！ 今、あなたが狙われています

身に覚えのない医療費の未払い請求、社会保険事務所職員を名乗り「高額医療費が戻るので銀行の窓口で手続きして欲しい」という電話、税務署職員を装って訪問するなど、不審な情報が多くなっています。

悪質な詐欺と考えられますので、怪しいと思ったらすぐに電話を切って（断る）絶対にかけなおさないでください。また、相手の電話番号が分かったときは警察へ情報提供してください。

問 **市政情報課広報広聴係　☎23-9125**

■特に記載のない場合、定員のある募集記事への申し込みは1月4日㈮から先着順で受け付けます。
対象は原則として市民または市内に勤務している人で、定員になり次第締め切ります。